

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援総合コーディネートの実施

現在、各市町村において様々な子育て支援サービスが展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確な情報を得られにくい状況にある。

こうしたことから、一時保育や地域子育て支援拠点事業、NPO等の民間団体が実施する子育て支援事業をはじめとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、改正児童福祉法（平成15年法律第121号）により、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。

これにより、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することを促進するとともに、市町村管内の子育て支援事業の実施状況が十分かどうか地域住民に開示されることにより、市

町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

(2) 子育てサポーターリーダーの養成

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、2004（平成16）年度からは、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

(3) ファミリー・サポート・センターの設置促進

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2007年度は540か所で実施されている。

第4節

家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に

対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものである。しかし、近年の都市化、核家族化、少

子化、地縁的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中、家庭の教育力の低下が指摘されている。このような状況の中で、家庭教育の重要性に鑑み、2006（平成18）年に改正された教育基本法において、新たに家庭教育の規定（第10条）が設けられた。

家庭の教育力の向上を図る上で、親が、親としての学びや経験を通じ、家庭教育についての理解を深めることが重要である。

このため、乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用し、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設するほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

また、子育てに関する一人ひとりの親の身近なヒント集として、家庭教育手帳を作成し、子どもを持つ全国の親に配布している。2006年度からは、新たに、子どもの生活リズムの章を設け、従来の食育に関する内容に加え、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活リズムの向上に関する記述を追加するなど、内容の充実を図っている。

あわせて、独立行政法人国立女性教育会館において、男女共同参画の視点から家庭教育・次世代育成支援に必要な専門的・実践的研修として、2006（平成18）年度から「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を開催している。また、地域で家庭教育・次世代育成支援を進めるため、家庭教育に関心が低い親等へのアプローチをテーマに指導者向けのプログラム開発に関する調査研究を実施している。さらに、「女性情報ポータル“Winet”（ウィネット）」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している（<http://www.nwec.jp/>）。



就学時健診を利用した子育て講座
（鹿児島県伊仙町）

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2005（平成17）年度からは、子育てについて学ぶ余裕のない親や、子育てに対して不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親など様々な親が、いつでも、どこでも、気軽に学習をしたり、相談をしたり、身近な子育て情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンなどのITを活用した先進的な家庭教育支援の取組を推進している。

3 子どもの基本的生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなどの子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、2006（平成18）年度から、子どもの生活リズム向上に関する全国的な普及啓発活動や

先進的な実践活動等の調査研究を行っている。また、地域ぐるみで生活リズムの向上を図るため、PTA等の様々な関係団体の協力を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

第5節

地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍されている。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子どもの見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄りとの交流機会の提供、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

第6節

児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されたが、その後、2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対

応件数も増加を続け、2006（平成18）年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる3万7,323件となるなど、依然として、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。

2 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を